

令和4年11月29日  
総務部職員課

江東区職員の退職手当に関する条例の一部改正について（概要）

| 項目    | 条例  | 内 容   |
|-------|-----|---|
| 改正の趣旨 |     | 退職手当の支給要件を緩和するため、条例の一部を改正する。  |
| 支給対象  | 第2条 | 育児休業に伴う臨時的任用職員に対する退職手当の支給要件のうち、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が1月につき18日以上とするものを緩和する。 |
| 附則    |     | 公布の日から施行する旨を定める。  |

江東区職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>【第1条（当初）】</p> <p>第1条 （略）<br/>（支給対象）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「規則」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>以下同じ。</u>）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p> <p>（退職手当の支給）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員のその月の勤務日数（<u>常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。</u>）が<u>18日に達しないこととなった</u>ときは、その月の末日において退職したものと</p> | <p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条 （略）<br/>（支給対象）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「規則」という。）<u>その他の規程</u>により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）<u>の数（以下「勤務日数」という。）が18日（1か月間の日数（江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月江東区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p> <p>（退職手当の支給）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員のその月の勤務日数が<u>職員みなし日数に達しないこととなった</u>ときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> |

みなして退職手当を支給する。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業に伴う臨時的任用職員となった者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

4 (略)

第4条～第9条 (略)

(退職手当の調整額)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(第1号から第8号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第9号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)をいう。

(1)～(7) (略)

(8) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間

(9) 育児短時間勤務等の期間

5～7 (略)

(勤続期間の計算)

第11条 (略)

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(第2条第1項第3号に掲げ

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業に伴う臨時的任用職員となった者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

4 (略)

第4条～第9条 (略)

(退職手当の調整額)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。

(1)～(7) (略)

(8) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間

(9) 育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間

5～7 (略)

(勤続期間の計算)

第11条 (略)

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(第2条第1項第3号に掲げ

る職員にあっては、引き続き常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数)による。

3～8 (略)

第12条 (略)

(失業者の退職手当)

第13条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者)にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3～14 (略)

第14条～第24条 (略)

る職員にあっては、引き続き勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数)による。

3～8 (略)

第12条 (略)

(失業者の退職手当)

第13条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者)にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3～14 (略)

第14条～第24条 (略)

江東区職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>【第2条（公布の日）】</p> <p>第1条～第9条（略）<br/>（退職手当の調整額）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあった月を除く。）をいう。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p style="text-align: right;">（加える）</p> <p>(5)～(9)（略）</p> <p>5～7（略）</p> <p>第11条～第24条（略）</p> | <p>【第2条（令和5年4月1日施行）】</p> <p>第1条～第9条（略）<br/>（退職手当の調整額）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあった月を除く。）をいう。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</u></p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>5～7（略）</p> <p>第11条～第24条（略）</p> |

【江東区職員の退職手当に関する条例（令和5年 月江東区条例第 号）附則】

| 現行 | 改正案  |
|----|--|
|    | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>（江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>2 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月江東区条例第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="padding-left: 40px;">第10条第4項の改正規定を削る。</p> |